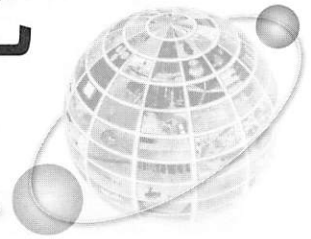


政治のデジタル化

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



問

題山積のデジタル改革関連法が成立した。問題点や自治体への影響は次号以降にじっくり取り上げたい。今回はDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めるべく法案を審議し、成立させた国会の本気度への疑問を書き連ねたい。それは、政治家が自らのデジタル化に消極的であることだ。本気でDXを進めたいのならば、これまでの消極的な姿勢を振り返り、DXを率先垂範する改革への意欲を示すべきだ。コロナ禍での諸々の言動もそうだが、今の政治に人々の範たることを求めるのは難しいのだろうか。

カネの流れの透明化



デジタル改革関連法について、内閣府IT総合戦略室等がまとめた説明資料には、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」として10項目の基本原則があげられている。その一番にあるのが「オープン・透明」である。さて、政治の現状は「オープン・透明」と言えるだろうか。政治をめぐる古くて新しいテーマの最たるものが「政治とカネ」である。前首相の桜を見る会や元経産相の現金配布など次々に明らかになる問題を見るかぎり、「オープン・透明」とは正反対の方向にあるのが政治の現状である。政治に関わるカネの流れがまったく見えないのだ。正

確に言うならば、オモテの流れは見えるが、ウラの流れは見えない。そして実態がバレると、政治資金収支報告書（以下、「収支報告書」）を修正してお茶を濁す。こうした茶番劇がずっと繰り返されてきた。

オモテの流れが見えるというのは、「収支報告書」が公表されていることを指す。政治資金規正法は9条で会計帳簿の備付け及び記載を政治団体に義務づけている。そして、20条は、総務大臣または都道府県選挙管理委員会に対して、収支報告書の要旨の公表を義務づけている。

これに基づき、一部の例外を除いて、政治資金収支報告書の要旨はネットを通じて誰でも閲覧することができるようになった。情報公開条例の草創期には閲覧しかできず、複写

を求めて公開請求し、その認否めぐり裁判にまでなったことを考えると隔世の感がある。

ただ、ネットで公表されているのは「要旨」でしかない。領収証等の支出証拠については、オンラインで入手・確認することはできない。「政治とカネ」をめぐる政治家の説明責任を果たすには、これも必要不可欠な改革だと思いが、デジタル改革関連法には含まれていない。

なお、一部の例外とは、6県（新潟、石川、福井、兵庫、広島、福岡）が「収支報告書」のネットでの公表を実施していないことを指す（新潟日報21年1月26日）。同紙によれば、新潟県選管は「事務作業に当たる人員の不足」を主な理由にあげている。オンライン提出を進めれば人員不足は解消されるのだが。

低調なオンライン提出



不十分な点もあるが、まがりなりにも「収支報告書」はDXへの歩みを始めたと言える。しかし、ネットで公表されたPDFの「要旨」をみると、愕然とする内容が多い。どおり勘定を疑わせる端数のない支出金額が並んでいたり、収支が未記載

(0円)の政治団体もある。

そして、DXの観点でもっとも驚くのが手書きの数字が記載された「収支報告書」の多さである。若い世代の表現を使うならば、そこには「昭和な」光景が広がっていた。「政治とカネ」の世界はDXがまったくと進んでいないことを象徴している。

「収支報告書」のDXを促進するシステムはある。総務省の「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」だ。「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」を利用し、簡単・手軽にオンライン提出できると総務省は呼びかける。

また、政治資金規正法19条の15は、国会議員関係政治団体の会計責任者に対して、「電子情報処理組織を使用する方法により行うよう努めるものとする」と定めている。それにもかかわらず、「収支報告書」のオンライン提出が低調だというのだ。

報道によると、「国会議員関係の政治団体で利用したのはこの2年間、1%ほどにとどまっている」という(NHK 20年11月28日)。総務省のシステム導入が約10年前である。それにもかかわらず利用がまったく進まないのは、政治家がDXを真に理解せず、自分事として実践し

ていないことを表している。

ちなみに総務省のシステムには「22年度までに予算執行分を含めて計約36億円が投じられて、運用には毎年約6千万円が支出されている」という(朝日新聞20年12月12日)。政治家の無関心と不参加が税金のムダ使いを生み続けている。

不透明な公金の使途

「政治とカネ」をめぐる、もう一つDXの進展が望まれるのが政治家に支給される公金の使途である。

国会議員の場合、毎月1000万円支給される「文書通信交通滞在費」や、会派ごとに議員一人あたり毎月65万円交付される「立法事務費」の不透明さがたびたび指摘されてきた。地方議員の場合、本連載でも何度か取り上げたように、「政務活動費」の使途が各地で問題になった。

ともに公金であることが、政治資金とは大きく異なる点だ。公金ゆえに、政治家にはより高い説明責任が求められる。支出証拠を含めた徹底した情報公開とアクセスに際しての利便性の高さが必要になる。

しかし、国会議員については「文書通信交通滞在費」や「立法事務

費」の透明性向上には多くが無関心である。維新が前者の領収証を含めた自主的なネット公開を行っているだけだ。後者については情報公開もネット公開も進んでいない。

一方、地方議員については「政務活動費」の透明性が徐々に高くなってきた。全国市民オンブズマン連絡会議の20年度「情報公開度ランキング」によれば、対象議会(都道府県、政令市、中核市議会)の57.5%にあたる73議会が領収証のネット公開を行っているという。

地方議会のようにネット公開が進展することは、国会における公金の透明性にも影響を与えるだろう。また、近く行われる総選挙での争点の一つになれば、公金の透明性が向上することも期待できる。

なお、賛否の議論があると思われるが、公金の使途のネット公開を進めるときに「情報化」とともに「標準化」の視点も取り入れたい。共通の会計帳簿や費目を使うことで、政治家、政党、自治体等の枠を超えた比較対照が可能になり、メディアを含む市民の利便性が高まるからだ。

会議のオンライン化

DXが必要なのは「政治とカネ」だけではない。政治の本義とは議論であり、そのDXにも取り組むべきだった。しかし、今回のデジタル改革関連法はこの点でも不十分だった。

手書きの会計帳簿と同様に愕然としたのが、デジタル改革関連法に関する議論の様子である。コロナ禍であるにもかかわらず、ことごとく対面で行われていた。私はデジタル礼賛派ではなく、対面の大切さも理解している。しかし、全国知事会がオンラインで議論する一方で、国会が対面での「濃密」な議論を続けていることに強い違和感をおぼえた。

一方、地方議会ではオンライン会議への模索が始まっている。議会委員会条例の一部を改正し、委員会をオンラインで開催する動きが始まっている。なお、本会議については地方自治法の改正が必要で、地方議会の意見書も出された。しかし、デジタル改革関連法には盛り込まれず課題は先送りになっている。

オンライン会議はコロナ禍のような緊急事態時の対応だけでなく、議会への市民の関心と参加を高めるなど他にも意味や価値が潜在している。こうした政治のデジタル化を進めたい。